

2010年4月1日

学生の皆さま

京都薬科大学
流行性疾患対策会議

新型インフルエンザに関する取扱い変更について（第12報）

2009年に猛威をふるった新型インフルエンザですが、2010年に入り感染報告が沈静化してきたため、新型インフルエンザを通常の季節性インフルエンザと同じ取扱いとすることを決定いたしました。下記のとおり対策方針を改めますのでご注意ください。

記

1. 新型インフルエンザの取り扱いについて

新型インフルエンザも通常の季節性インフルエンザと同じ取扱いとします。

※今後は学生課への感染報告は必要ありません。

2. 新型インフルエンザ感染により授業を欠席する場合の対応について

新型インフルエンザ感染およびその疑いにより自宅療養の支持を受けた場合は、その期間の授業を欠席扱いとしない特別対応を取ってきましたが、今後は季節性インフルエンザと同じく欠席となりますのでご注意ください。

3. 感染防止について

新型インフルエンザに対する特別対応は取りやめますが、今後も感染防止のため体調管理および感染予防（うがい、手洗い等）に努めるようにしてください。

以上